

2021年2月10日

鹿児島県知事 塩田康一殿

連 合 鹿 児 島
会 長 下 町 和



「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請」について

新型コロナウイルスについては、政府が1都2府8県に対して緊急事態措置を実施する等、感染の衰えは一向に見えず、鹿児島県における新型コロナウイルスの影響についても、既に緊急事態措置の対象となっている福岡以外に隣県である熊本・宮崎・沖縄において、政府の分科会が休業要請や緊急事態再宣言を発出する判断材料として示している指数の多くがステージ4となる等、本県での感染拡大の脅威が高まっています。

この様な中、長期化する社会経済活動の抑制等により、様々な業種・業態で極めて大きな影響が生じはじめ、中小零細企業・事業者はもとより、大企業・事業者も含めた倒産等の増加も想定される等、このままでは、セーフティネットが元々脆弱な派遣・有期契約・フリーランスを中心に、働く者の多くが雇用や生活の危機に瀕してしまうことが懸念されます。

また、依然として、県民の暮らしや健康、地域社会を支えるため、感染リスクへの不安を常に抱えながらも懸命に働くエッセンシャルワーカーに対するカスタマーハラスメントも後を絶ちません。

以上を踏まえ、全ての労働者が安全で健康に、安心して働き続けられるよう、以下のとおり要請致します。

記

I. 雇用維持・生活の支援

(1) 在籍出向を含めた「失業なき労働移動」を実現に向けて鹿児島労働局との連携を強化しつつ、産業雇用安定センターの活用促進に向けた周知活動の徹底等に取り組むこと。

また、新たな産業雇用安定助成金（仮称）についても、申請手続きが迅速におこなわれるよう、鹿児島労働局との連携を強化すること。

(2) 鹿児島労働局と連携して、派遣や有期契約労働者等に対する労働契約の途中解約や雇止め、新規学卒者の内定取り消し防止に向けた取り組みを強化するとともに、離職を余儀なくされた労働者、とりわけひとり親家庭や若者に対する相談窓口の設置および周知等による再就職支援、および住居の確保等の生活支援を強化すること。

(3) 事業自粛要請に協力した企業・事業者の事業、および雇用が継続できる額の財政支援策（休業協力金や雇用調整助成金等）に取り組むこと。

また、企業・事業者に対する雇用維持を要請するとともに、支援策の周知

- の徹底、迅速な支払いについて、鹿児島労働局と連携して取り組むこと。
- (4) 新たな雇用の維持・創出につながる産業振興について、地方創生臨時交付金を活用する等、各自治体や鹿児島労働局と連携した取り組みを強化すること。
 - (5) 雇用維持に向けて、業態転換に取り組む企業・事業者、および事業継続に向けたBCP(事業継続計画)の策定する企業・事業者に対するセミナーの開催や相談受付、専門家の派遣等の支援や補助に取り組むこと。
 - (6) 生活困窮者に対する個人向け緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付やひとり親家庭生活資金緊急融資の融資額の拡充、および措置期間や返済期間の緩和に取り組むとともに、償還免除の対象範囲を拡大すること。

II. 県民の健康と安全への支援

- (1) 医療・介護施設の経営の安定に向けた支援の拡充、および医療・介護の現場で働く者に対する感染防止対策の徹底、人員の確保、生活の保障(慰労金の追加給付含む)、メンタルヘルス対策、やむなく離職せざるを得ないものに対する就職支援等に取り組むこと。
- (2) エッセンシャルワーカーに対するPCR検査の実施、およびマスク・手袋・消毒液・感染防護服等の感染被害の拡大に備えた物品の確保、ならびに優先的な提供に取り組むこと。
- (3) 企業・事業者の感染防止対策の徹底に向けた指導、および感染防止対策支援補助金の増額、対象期間の延長、迅速な交付、周知の徹底等に取り組むこと。
- (4) 各自治体および鹿児島労働局と連携した感染者ならびに濃厚接触者、企業・事業者等を風評被害や人権侵害から守る取り組みの強化をはかること。
- (5) 不特性多数の利用がある職場・場所における利用者へのマスク着用や手指消毒、利用時間の分散や制限等の感染防止対策の周知徹底をおこなうこと。
- (6) コロナ禍で急増する悪質クレーム等によるカスタマーハラスメントの防止に向けて、①倫理的な消費行動を求める対策の強化、②事業場への警察巡回の強化、③警備員の配置や増員、防止を求める広報・広告費用に対する助成金の創設等に取り組むこと。
- (7) 企業・事業者に対して、通勤や職場での感染リスクの低減に向けて通勤時間帯の分散や在宅勤務の促進を求めること。とりわけ中小企業・事業者の導入にとまなう費用を助成すること。

以上